

監査結果の報告について

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年 7月 1日

山形市監査委員 山 川 稔 彦
同 伊 藤 明 彦
同 鈴 木 進

記

1 定例監査

- | | | |
|---------------|-----------------------|---------------------------|
| (1) 監査の対象部課等 | こども未来部 | こども未来課、指導監査室、白鳩保育園、さくら保育園 |
| | 市立病院済生館 | 管理課 |
| (2) 監 査 の 期 間 | 令和8年5月7日から令和8年6月25日まで | |
| (3) 監 査 の 範 囲 | 令和7年度の事務事業の執行状況 | |
| (4) 監 査 の 結 果 | | |

部課等名	監査の結果
こども未来部 こども未来課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 備品の管理において、物品出納員の承認を得ないまま廃棄処分されていたものがあった。 ・ 除菌・消臭水噴霧器（小型）
こども未来部 指導監査室	指摘する事項はなかった。
こども未来部 白鳩保育園	指摘する事項はなかった。
こども未来部 さくら保育園	指摘する事項はなかった。
市立病院済生館 管理課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 患者給食業務（長期継続契約）の委託契約事務において、変更契約を行う際に設計金額調書及び予定価格調書を作成しておらず、

	予定価格が定められていないものがあつた。 2 行政財産目的外使用許可事務において、次のようなものがあつた。 (1) 建物の㎡単価の算定に誤りがあり、使用料が過少に徴収されているもの ・ 山形市立病院済生館（入院セット提供のため） ・ 山形市立病院済生館（カフェコーナーの設置・運営のため） ・ 山形市立病院済生館（院外処方箋FAXコーナーの設置のため） (2) 行政財産目的外使用許可申請書に記載された使用面積の算出根拠が不明確なもの ・ 山形市立病院済生館（入院セット提供のため）
--	---

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合规性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。